

改正後

満たすものとし、市町村が適当と認めたものとする。
(ア) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
(イ) 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を有することが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用することを妨げるものではないこと。
(ウ) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。
 エ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。また、児童の受け入れ時間については、現に保護者が保育できない時間とし、長時間の保育は望ましいものではないこと。

(2) 「病後児対応型」事業

① 事業内容

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を保育所、病院・診療所等に付設された専用スペースで一時的に預かる事業

② 実施要件

ア 対象児童は、病気の回復期であることから、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童（以下、「病後児」という。）とする。

イ 病後児の看護を専門に担当する職員として、看護師等を1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、利用定員4名以上の施設にあっては保育士を2名以上、利用定員2名以上の施設にあっては保育士を1名以上、配置すること。

ウ 本事業の実施場所については、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースであって、次の（ア）～（ウ）の基準を満たすものとし、市町村が適当と認めたものとする。

(ア) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

(イ) 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を有することが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用することを妨げるものではないこと。

(ウ) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

現行

(4) 実施場所
 実施保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保できる場所であること。
 また、対象児童の症状等によっては看護師等の自宅等において実施することも差し支えない。この場合においても、実施保育所と同様に、衛生面の配慮がなされている等、児童にとって適切な環境が確保できるよう努めること。

(5) 登所前から体調不良の児童の利用

当日に嘱託医等の診断を受け、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（別紙3様式例。病児を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの）により症状を確認した上で、保育所において安全かつ安心な体制で預かることが可能な場合は、保護者と協議の上、受入れの決定を行うこと。

ただし、預かる人数は看護師等1名に対して児童2名程度とする。

(6) 医療機関との連携等

① 市町村長は、都道府県医師会・市区医師会等（以下「地域医師会」という。）に対し、本事業への協力要請を行うとともに、実施保育所に対し医療の連携体制を十分に整えるよう指導すること。

② 実施保育所は、症状の急変等の際に当該児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し、保育所の運営への理解を求めるとともに協力関係を構築すること。

また、児童の症状の変化に的確に対応し、感染の防止や衛生管理の徹底を図るとともに、嘱託医等との連携を密にし、保育中の医療面での指導、助言を受けること。

③ 実施保育所は、児童の症状の急変等の際の対応について事前に定めておくこと。

また、登所前からの体調不良児の預かりについては、「『保育所型病児保育』ガイドライン（案）」（乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について（平成19年1月22日雇児母発第0122001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）に添付）を参考とし、嘱託医等と相談の上、一定の目安（対応可能な症状や利用時間等）を作成するとともに、保護者に対し周知理解を得ること。

(7) 感染の防止

実施保育所は、他の児童への影響がないよう児童及び職員間の感染を防止するとともに、入所児童の予防接種の接種状況を確認し、必要に応じ接種するよう指導すること。

特に、本事業の実施場所と保育室・遊技室等との間に間仕切り等を設けるなどして適切な環境を確保し、職員等の往来を制限する措

改正後

現行

エ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。また、児童の受け入れ時間については、現に保護者が保育できない時間とし、長時間の保育は望ましいものではないこと。

置を講じることや手洗い等の設備を設置することにより衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。
 (8) 病児・病後児保育事業（オープン型）との連携
 近隣に地域の病児・病後児を預かりの対象とする病児・病後児保育事業（オープン型）実施施設がある場合は、本事業に優先して活用すると同時に、児童の症状等に応じた適切な利用が行われるよう連絡体制の確保等の連携に努めること。

(3) 「体調不良児対応型」事業

① 事業内容

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所通所児童に対して保健的な対応等を図る事業。

② 実施要件

ア 対象児童は、事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童（以下、「体調不良児」という。）とする。

イ 実施保育所において、本事業を担当する看護師等を1名以上配置することとし、預かる体調不良児の数は、看護師等1名に対して2名程度とすること。

ウ 本事業の実施場所については、実施保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保できる場所とすること。

エ 本事業を担当する看護師等は、事業実施保育所における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。

オ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的実施すること。

4. 医療機関との連携等

(1) 市町村長は、都道府県医師会・郡市区医師会等（以下、「地方医師会」という。）に対し、本事業への協力要請を行うとともに、実施施設に対し医療の連携体制を十分に整えるよう指導すること

(2) 実施施設本事業は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下、「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、本事業の運営への理解を求めるとともに協力関係を構築すること。

(3) 医療機関以外の実施施設が病児保育を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止の徹底を図るため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下、「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。

改正後

現 行

(4) 対象児童の預かりについては、指導医・嘱託医と相談の上、一定の目安(対応可能な症例や利用時間等)を作成するとともに、保護者に対し周知し、理解を得ること。

5 感染の防止

- (1) 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他の児童への感染に配慮すること。
- (2) 体調不良児対応型実施施設保育所においては、他の健康な児童への影響がないよう、実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けるなど適切な環境を確保し、職員及び他児の往来を制限する措置を講ずること。
- (3) 児童の受け入れに際しては、予防接種状況を確認するとともに、必要に応じ接種するよう助言すること。

6 実施方法

- (1) 3の(1)及び(2)の事業について、実施施設が医療機関である場合、当該施設の医師、指導医、協力医療機関から、本事業の対象児童として受け入れて差し支えない旨の確認を受けること。
- (2) 3の(1)及び(2)の事業について、実施施設が医療機関でない場合、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票(別紙3様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの。)により、症状を確認し、保護者と協議の上、受け入れの決定を行うこと。
- (3) 保育所登所前からの体調不良児については、地域の病児・病後児を預かる施設を活用することとし、児童の症状に応じた適切な利用が行われるよう、地域における連携体制の確保に努めること。

7 事業の実施手続

- (1) 市町村の長(指定都市及び中核市の市長を除く。)及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議を行うものとする。
- (2) この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を準備しておくこと。

8 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

5 事業の実施手続

- (1) 市町村の長(指定都市及び中核市の市長を除く。)及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うものとする。
- (2) この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を準備しておくこと。

6 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

改正後	現 行
<p>(2) 3の(1)及び(2)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p> <p>9 経過措置</p> <p>(1) 3の(1)及び(2)の事業については、当分の間、従前の職員配置により実施して差し支えないものとする。</p> <p>(2) 従来の派遣型一時保育及び施設型(C型)の実施施設については、当分の間、従前の例により実施して差し支えないものとする。</p>	<p>(2) 登所前からの体調不良児の預かりについては、事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p>

改正後	現行
<p>別添4</p> <p>待機児童解消促進等事業実施要綱</p> <p>1 趣旨</p> <p>(1) 現行どおり (略)</p> <p>(2) 3の(5)の事業については、認可外保育施設等の利用家庭に対する支援を行うことにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(3) 3の(6)の事業については、認可外保育施設への衛生・安全対策を通じて、児童の健全育成の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現行どおり (略)</p> <p>(2) 現行どおり (略)</p> <p>(3) 3の(4)及び(5)の事業の実施主体は、市町村又は保育所を 経営する者とする。</p> <p>(4) 3の(6)の事業の実施主体は、市町村とする。</p> <p>3 対象事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション試行事業 現行どおり (略)</p>	<p>別添4</p> <p>待機児童解消促進等事業実施要綱</p> <p>1 趣旨</p> <p>(1) 3の(1)～(4)の事業については、増大する保育需要に対応するため、保育サービスの供給増のための事業を実施し、もって保育所入所待機児童の解消を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 3の(5)及び(6)の事業については、<u>障害児保育の推進を図るとともに、認可外保育施設等の利用家庭に対する支援を行うことにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>(3) 3の(7)の事業については、認可外保育施設への衛生・安全対策を通じて、児童の健全育成の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 3の(1)及び(3)の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。ただし、この事業を保育所を経営する者に委託できるものとする。</p> <p>(2) 3の(2)の事業の実施主体は、市町村とし、家庭的保育を行う者(以下「家庭的保育者」という。)又は保育所を経営する者に委託するものとする。</p> <p>(3) 3の(4)～(6)の事業の実施主体は、市町村又は保育所を 経営する者とする。</p> <p>(4) 3の(7)の事業の実施主体は、市町村とする。</p> <p>3 対象事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション試行事業</p> <p>① 事業内容</p> <p>駅前等利便性の高い場所に設置した送迎保育ステーションにおいて、郊外の複数の保育所への送迎及びそれに伴う保育(以下、「送迎保育」という。)を実施する事業。</p> <p>② 実施要件</p> <p>ア この事業の対象となる児童は、住居地と保育所が離れている又は開所時間がニーズに合わないという理由により、送迎保育が必要となる児童であること。</p> <p>イ 事業に支障のない範囲内で、保育所又は放課後児童クラブの閉所後に当該施設の利用児童を、バスで送迎保育ステーション又は夜間受入れが可能な保育所に送る事業を併せて実施することができるものとする。</p>

改正後	現 行
<p>(2) 家庭的保育事業 ① 事業内容 ア 家庭的保育事業 家庭的保育事業の実施に当たっては、以下のいずれかによるこ</p>	<p>ウ 対象児童は事前に市町村に登録することとし、登録児童数が概ね20人以上であること。 エ 事業を担当する保育士を配置すること。送迎保育ステーションでの保育の際は保育士2人以上、バスで送迎するに当たっては、保育士1人以上(運転手を除く)をそれぞれ配置すること。 オ 送迎保育ステーションの開所時間は、朝夕の送迎保育を合わせて1日につき4時間を原則とし、その地域における児童の保護者の労働時間、送迎先の保育所等の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長がこれを定めること。 カ 実施場所については、保育所のほか、公共的施設の空き部屋や建物の貸与を受けた施設においても実施できるが、この場合においては当該施設が建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準を満たしていること。 さらに保育室を2階以上に設ける建物は、次の(イ)の要件に、保育室を3階以上に設ける建物は、次の(ア)及び(イ)の要件に該当するものであること。 (ア) 地上又は避難階に通ずる階段が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその位置に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 (イ) 保育室、その他児童が出入りし、又は通行する場所に、幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 キ 乳児の送迎を行う場合には、乳児用補助装置(いわゆる「チャイルドシート」)を使用すること。また、送迎経路の設定に当たっては、児童の心身に与える影響及びその対応を十分に考慮すること。 ク 家庭や保育所における子どもの生活、健康状態、事故の発生などについて保護者と保育所とが密接な連絡をできるよう体制を整えておくこと。 ケ 保育に当たっては、保育所保育指針を参考として実施に努めること。 コ 自家用自動車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路交通法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の有償運送の許可が必要であること。</p> <p>(2) 家庭的保育事業 ① 事業内容 ア 家庭的保育事業</p>

改正後

現行

ととする。

(ア) 個人実施型保育
家庭的保育者が、連携する保育所（以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、3歳未満児の児童（以下「低年齢児」という。）の保育を行う事業

(イ) 保育所実施型保育
家庭的保育者が、当該家庭的保育者を雇用する保育所（以下「実施保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童の保育を行う事業

イ 家庭的保育者等研修事業
家庭的保育者等の相互間の交流及び資質の向上等を図るため、市町村が連絡会議、研修等を行う事業

② 実施場所等

①のアの事業の実施場所等については、以下のとおりとする。

ア 現行どおり（略）

イ 現行どおり（略）

ウ 現行どおり（略）

エ 現行どおり（略）

オ 居宅の敷地内に児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は、付近にこれに代わるべき公園、空き地、寺社境内等の開かれた空間があることが望ましいこと。

③ 家庭的保育者等の要件

ア 家庭的保育者は、保育士又は看護師の資格を有すること。ただし、補助者については、乳幼児の養育に熱意のある者であって、連携保育所、実施保育所又は市町村が実施する研修を受けた場合にはこの限りではない。

イ 現行どおり（略）

ウ 家庭的保育者及び補助者は、保育を行う児童と三親等以内の親族関係にないこと。

(ア) 家庭的保育者が、保育所又は児童入所施設と連携を図りながら、低年齢児の保育を行う事業（以下「個人実施型保育」という。）

(イ) 保育所が雇用する家庭的保育者が、就学前児童の保育を行う事業（以下「保育所実施型保育」という。）

イ 家庭的保育者研修事業
家庭的保育者相互間の交流及び資質の向上等を図るため、市町村が連絡会議、研修等を行う事業

② 実施場所等

①のアの事業の実施場所等については、以下のとおりとする。

ア 事業の実施場所は、家庭的保育者自身の居宅又は賃貸アパート等家庭的保育を実施するのに適切と市町村が認めた場所とする。

イ 児童の保育を行う専用の部屋を有すること。

ウ 児童の保育を行う部屋は、面積9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合は、3人を超える児童1人につき、3.3平方メートルを加算すること。

エ 衛生的な調理設備を有すること。

オ 居宅の敷地内に児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は、付近にこれに代わるべき公園、空き地、寺社境内等の開かれた空間があること。

③ 家庭的保育者等の要件

ア 家庭的保育者は、保育士又は看護師（看護師資格を有する保健師、助産師を含む。）の資格を有すること。ただし、補助者については、乳幼児の養育に熱意のある者であって、連携する保育所又は児童入所施設（以下、「連携保育所」という。）、家庭的保育者を雇用する保育所（以下、「実施保育所」という。）若しくは市町村が実施する研修を受けた場合にはこの限りではない。

イ 家庭的保育者は、現に養育する就学前児童又は介護の必要な者がいないこと。

ウ 対象となる児童は、家庭的保育者と三親等以内の親族関係にないこと。

改正後	現 行
<p>④ 家庭的保育支援者の要件 <u>家庭的保育支援者は、以下の要件をすべて満たす者であること。</u> (ア) 保育士又は看護師の資格を有すること。 (イ) 保育所又は家庭的保育における保育の経験を10年以上有する、又は保育所において主任保育士の経験を有すること。 (ウ) 家庭的保育者が休暇等をとることにより保育を一時的に休止する場合に、家庭的保育者に代わり児童の保育を行うための、 <u>②のアからオを満たす居宅又は賃貸アパート等家庭的保育を実施するのに適切と市町村が認めた場所を有すること。</u></p> <p>⑤ 実施要件 ア 個人実施型保育の実施要件 (ア) 対象となる市町村は次の要件をすべて満たすこと。 a 保育所入所待機の<u>低年齢児</u>がいること。 b 現行どおり (略)</p> <p>(イ) 対象となる児童は、日々保育に欠ける低年齢児であること。 <u>なお、現に家庭的保育の対象となっている児童が、年度途中で3歳に達した場合であっても、当該年度末まで対象とすることができるものであること。</u></p> <p>(ウ) 保育する児童の人数は3人以下であること。ただし、補助者を雇用して2人で保育する場合には5人以下とすること。</p> <p>(エ) 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時補助者が配置されていること。</p> <p>(オ) 現行どおり (略)</p> <p>(カ) 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所の下に配置すること。</p> <p>(キ) 家庭的保育者の配置については、家庭的保育者6人から15人に対し1人の配置を標準とすること。</p> <p>イ 保育所実施型保育の実施要件 (ア) 現行どおり (略)</p> <p>(イ) 保育する児童の人数は3人以下であること。ただし、補助者を雇用して2人で保育する場合には5人以下とすること。</p> <p>(ウ) 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時補助者が配置</p>	<p>④ 実施要件 ア 個人実施型保育の実施要件 (ア) 対象となる市町村は次の要件をすべて満たすこと。 a 保育所入所待機の<u>低年齢児 (3歳未満の児童)</u> がいること。 b 当該市町村内に0歳児保育を行う保育所を有していること。</p> <p>(イ) 対象となる児童は、日々保育に欠ける低年齢児 (3歳未満の児童。なお、年度途中で3歳に達した場合は当該年度末まで延長できるものとする。) であること。</p> <p>(ウ) 保育する児童の人数は3人以下であること。ただし、家庭的保育者が補助者を雇用して2人で保育する場合には5人以下とすること。</p> <p>(エ) 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時補助者を配置すること。</p> <p>(オ) 事業実施に当たっては、家庭的保育者は市町村と委託契約を結んだ連携保育所の支援を受けること。</p> <p>イ 保育所実施型保育の実施要件 (ア) 対象となる児童は、日々保育に欠ける就学前児童であること。 (イ) 保育する児童の人数は3人以下であること。ただし、家庭的保育者が補助者を雇用して2人で保育する場合には5人以下とすること。 (ウ) 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時補助者を</p>

改正後

現行

されていること。

(エ) 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として実施保育所の下に配置すること。

(オ) 家庭的保育者の配置については、家庭的保育者6人から15人に対し1人の配置を標準とすること。

ウ 家庭的保育者等研修の実施要件

(ア) 家庭的保育者の孤立化の防止及び資質の向上等のため、以下のような研修、連絡会議（以下「研修等」という。）を実施すること。

a 市町村、家庭的保育者又は家庭的保育支援者が講師、指導者等を招いて定期的に関行する講習、研修。

b 家庭的保育者又は家庭的保育支援者が自主的に課題等を設定して随時又は定期的に関行する情報連絡会議等。

(イ) 現行どおり（略）

(ウ) 現行どおり（略）

(エ) 現行どおり（略）

エ 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、以下の支援又は業務を行うものとする。

(ア) 児童の育児、保育に関する相談・指導について知識及び経験を有し、児童福祉施策についても知識を有している保育士等（以下、「担当者」という。）を配置するとともに、緊急時においても連絡が取れるようにするなど家庭的保育者に対する支援体制を整えること。

また、担当者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。

なお、家庭的保育支援者を配置する場合については、担当者を配置しないことができるものとするが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援を行うことができる体制を整えておくこと。

(イ) 現行どおり（略）

(ウ) 児童の処遇上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が保育所まで利用児童の送迎を行うこと。

配置すること。

ウ 家庭的保育者研修の実施要件

(ア) 家庭的保育者の孤立化の防止及び資質の向上のため、以下のような研修、連絡会議（研修等という。以下同じ。）を実施すること。

a 市町村又は家庭的保育者が講師、指導者等を招いて定期的に関行する講習、研修。

b 家庭的保育者が自主的に課題等を設定して随時又は定期的に関行する情報連絡会議等。

(イ) 研修等は、年間6回以上開催することとする。

(ウ) 研修等の当日は、保育所での保育、代替者による保育、一時保育の利用等について市町村、連携・実施保育所等が調整し、できる限り利用者へ支障が生じないように配慮すること。

(エ) 研修等により保育が休みとなること又は普段と異なる保育者、場所等による保育となることについて、事前に保護者に連絡のうえ了解を得ること。

エ 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、以下の支援又は業務を行うものとする。

(ア) 児童の育児、保育に関する相談・指導について知識及び経験を有し、児童福祉施策についても知識を有している保育士等（以下、「担当者」という。）を配置すること。また、緊急時においても連絡が取れるようにするなど家庭的保育者に対する支援体制を整えること。

なお、担当者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。

(イ) 家庭的保育の申込みの代行を行うとともに、市町村の認定を受けた児童の保護者に対して、家庭的保育者のあつせん又は紹介を行うこと。

(ウ) 児童の処遇上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が保育所まで利用児童の送迎を行うこと。

改正後	現 行
<p>なお、家庭的保育支援者を配置している場合については、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。</p> <p>(エ) 家庭的保育の実施場所を訪問すること等によりその保育の状況の把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、及び必要な指導・援助を行うこと。</p> <p>(オ) 保育する児童の日々の状況を確認し、児童の状態に応じた適切な処遇が図られるよう、保育内容の計画・管理を行うよう努めること。</p> <p>(カ) 現行どおり (略)</p> <p>(キ) 現行どおり (略)</p> <p>(ク) 現行どおり (略)</p> <p>(ケ) 現行どおり (略)</p> <p>(コ) 家庭的保育者等への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。</p> <p>オ 家庭的保育支援者の役割 家庭的保育支援者は、主にエの(イ)、(エ)、(オ)、(キ)及び(ケ)の支援を行うものとし、その際は、円滑な事業実施が図れるように連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。 なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談に応じ、及び指導・援助を行うために必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めること。</p> <p>⑥ 留意点 ア 家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者及び担当者が業務を行うに当たって知り得た個人情報については、当該業務遂行のために必要不可欠な場合以外に用いてはならないこと。 イ 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所や実施保育所等と保護者との間で金銭の授受がある場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。 ウ (略)</p>	<p>(エ) 来所、電話又は訪問等により、家庭的保育者に対し相談・指導を行うこと。</p> <p>(オ) 家庭的保育者の居宅等における保育の状況の把握に努め、必要な援助・指導を行うこと。また、保育する児童の日々の状態を確認し、児童の状態に応じた適切な処遇が図られるよう、保育内容の計画・管理を行うよう努めること。</p> <p>(カ) 家庭的保育者の資質の向上等を図るための集合研修、OJT等を行うこと。</p> <p>(キ) 他の機関等に対応することが適切であると考えられる場合には、他の機関等との連携を図り適切な対応を行うこと。</p> <p>(ク) 家庭的保育者が保育を行う児童を定期的に保育所に招いたり、児童の健康診断を保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。</p> <p>(ケ) 家庭的保育者が休暇等をとることにより、保育を一時的に休止する場合は、当該家庭的保育者に代わって児童の保育を行うこと。</p> <p>⑤ 留意点 ア 家庭的保育者、補助者及び担当者が業務を行うに当たって知り得た個人情報については、当該業務遂行のために必要不可欠な場合以外に用いてはならないこと。 イ 保護者の負担額について、家庭的保育者、連携保育所又は実施保育所が直接支払いを受ける場合は、関係法令を遵守するとともに、徴収に係る必要な帳簿を整理すること。 ウ 保育に当たっては、保育所保育指針を参考として実施に努めること。</p>